

| | | | |
|--------|------------------------|-------|------------------|
| ▽取組事例名 | 債権管理対策室の設置による債権回収の充実強化 | ▽取組期間 | 平成22年度～ (継続中) |
| | | ▽市町名 | 新居浜市 |

| |
|--|
| ▽取組概要 |
| 債権所管課では対応の困難な事案の移管を受けて差押を実施し、そのノウハウを原課にフィードバックしている。合わせて本市の債権管理に関する重要な方針を決定する債権管理委員会の運営をはじめ、債権管理計画や滞納整理業務マニュアルの作成、債権所管課に対しての督促手数料及び延滞金等の徴収指導、情報交換会開催など、全庁における適正な滞納整理業務の推進のため活動している。 |

| |
|--|
| ▽取組みの背景 |
| 困ったときには頼りになる市役所づくりを目指して策定された「新居浜市行政改革大綱2007」において、実施計画「滞納整理部門の統合の検討」が掲げられ、平成19年度から庁内の委員会で税・料の滞納整理部門の統合による収納業務の効率化が検討された結果、平成22年4月に税外債権を対象とした債権管理対策室を設置し、滞納債権に対しては全庁的に差押を前提とした毅然とした滞納整理を強力に推進することとなった。 |

| |
|---|
| ▽取組みの狙い・具体的内容 |
| (取組みの狙い) ①債権管理計画を策定し、本市の滞納債権の全容を明らかにしたうえで、滞納整理の取組を市民に周知し、公平公正な市政の推進と財源の確保に繋げる。 ②滞納債権所管課では実施していなかった差押に市として取り組む方針を決定し、所管課で既に差押を実施している債権でも、対応が困難な事案については移管を受けることとした。 |
| (具体的内容) ①平成22年度 4月 総務部に債権管理対策室を設置。(室長、係長、主任(正規職員3人)) 9月 債権管理計画の策定。 1月 移管引受、差押開始。(保育料40件・国保料10件(合計50件)を24年3月まで) 保育料で本市初の差押。(国保料の差押は、国保課で平成20年度から実施済) ②平成23年度 6月 追加移管を受ける。(保育料8件・国保料2件(総合計60件となる)) 9月 債権管理計画の改訂。 3月 15カ月間の活動実績は、収入率46.49%、収入額25,081,983円、 差押35件(預貯金9件、生命保険19件、給料4件、その他3件)。 ③平成24年度 4月 正規職員4人に増員。(室長、副室長、係長、主任) 本市初の軽自動車のタイヤロック・引揚。(市税滞納者について、収税課と合同で実施) 5月 移管引受、差押開始。(介護保険料20件・後期高齢者医療保険料3件・保育料50件・ 国保料10件(合計83件)を25年3月まで) 普通自動車のタイヤロック・引揚。(保育料滞納者について、収税課と合同で実施) 介護保険料で本市初の差押。 6月 後期高齢者医療保険料で本市初の差押。 本市初の自動車のインターネット公売入札。 8月 本市初の不動産の対面式公売入札。 9月 債権管理計画の改訂。 |

| |
|---|
| ▽取組みを進めていくなかでの課題・問題点(苦労した点) |
| 本市では、督促手数料及び延滞金条例を平成12年に施行し、公債権の督促手数料及び延滞金の徴収に関しては市税徴収の例によると規定していたにも関わらず、保育所保育料においても督促状の毎月送達と延滞金の徴収が実施されたのは平成22年度からであり、その他の多くの公債権についても、条例のとおりできていない状況である。 適切な督促手数料及び延滞金の徴収は、収入率の向上には必要不可欠であり、法令順守の観点からも早急な対応を全庁的に指導しているところである。 |

☆工夫した点

債権管理計画に徴収率目標値及び差押件数の目標値を明確化して登載した。同時に、原課における債権進行管理が重要であるため、管理職ヒアリング等の徹底を指導した。

また、少ない職員数で移管された徴収困難事案の滞納整理業務を遂行していくため、滞納者の来庁による納付相談が重なった場合及び預貯金の差押の場合には、所管課から1名の応援を求め、また、自動車のタイヤロックは収税課と合同で実施することとしている。

兼務発令の実績は、平成22～23年度は児童福祉課5人、国保課4人、平成24年度は児童福祉課5人、国保課8人、介護福祉課5人、収税課13人となっている。

応援の実績は、平成22～23年度の15カ月間で相談7人（全て保育）、差押4人（保育2、国保2）、平成24年度は11月末現在で、相談4人（保育2、国保2）、差押6人（介護2、保育3、国保1）、タイヤロック3回10人となっている。

▽取り組みの効果

債権管理対策室の平成22～23年度の効果額は、

25,081,983円（直接効果額（対策室の収納額））と

8,626,620円（間接効果額（所管課の移管予告催告書による納付額））

955,172円（所管課の連携による滞納処分の効果額）の合計で

38,446,795円となっている。

対策室が移管を受けた保育料と国保料は、収入率決算数値が2年連続して向上している。

保育料 23年度92.17%（対前年度比+0.74%） 22年度91.43%（対前年度比+0.65%）

国保料 23年度87.22%（対前年度比+0.33%） 22年度86.89%（対前年度比+1.75%）

参考までに収入率の平成21年度決算比上昇分が全て対策室設置効果と捉えれば、波及効果額は、約6,920万円となっている。

▽住民（職員）の反応・評価

保育料・国保料の差押開始の新聞報道等に対し、納期内納付の市民からは、滞納者に厳しく対応してくれると評価の声を国保課徴収員（非常勤職員）を通じて入手した。

その一方で、市のホームページに登載した債権管理計画の本文中で、市の滞納債権は約20億円と公表したのを見て、この高額な滞納に対するお叱りの言葉を債権管理対策室の窓口でいただいたのも事実である。

☆取り組み効果を踏まえたフォローアップ

債権管理対策室で本市として初めて差押を実施した債権（現時点では、保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）所管課においては、移管の翌年度以降は所管課自身で差押を実施することとしており、円滑に差押事務が執行できるように所管課を支援していく。

☆将来的な構想のほか、他団体へのアドバイス

債権管理対策室は、平成26年度までには段階的に全ての強制徴収債権（国保料・保育所保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・下水道事業受益者負担金・下水道使用料（市税は収税課で実施中））で差押を実施し、一部非強制徴収債権の法的措置にも着手する予定である。

また、昨年度は強制徴収債権の滞納整理業務マニュアルを作成したところであり、平成25年度には、非強制徴収債権のマニュアルを作成し、それをもとに適切な滞納整理事務を推進し、債権回収に一定の成果があがった段階で債権管理に関する条例を制定して、時効期間満了等の回収が困難な私債権の放棄を謳い、滞納整理事務の公平性と効率性を高めていくこととしている。

その段階においては、債権管理対策室は解散して、全庁的な債権管理事務は財政課等の管理部門に移管し、自動車や不動産の差押・公売事務は、税の収納課への移管となるべきと考えている。

本市の強制徴収債権の場合、一滞納者における債権の重複事例は7パーセント程度（ただし介護保険料と後期高齢者医療保険料は12%以上）に過ぎないことから、一元化組織を存続させて一定数の職員を配置するよりは、各所管課において、差押や支払督促等の法的措置を日常業務として捉え、普通に実施していくことが結果的には収入率の向上に繋がると考える。（このように一元化組織設置後、一定年数を経過して条例を制定し組織を解散した事例は、静岡市と八尾市に見受けられる。）